

# 短期入所生活介護利用料金表 (令和6年8月1日より)

特別養護老人ホームつまま園

## 1. 介護保険給付対象サービス費…ご利用者の要介護度、該当する加算に応じて、自己負担額をお支払いください。

【従来型個室を利用した場合】

(1日当たり:円)

	介護サービス費	機能訓練体制加算	看護体制加算	夜間職員配置加算	サービス提供体制強化加算	計	うち介護保険から給付される金額	自己負担額(1割分)	自己負担額(2割分)	自己負担額(3割分)
要介護1	6,030	120	80	150	220	6,600	5,940	660円	1,320円	1,980円
要介護2	6,720	120	80	150	220	7,290	6,561	729円	1,458円	2,187円
要介護3	7,450	120	80	150	220	8,020	7,218	802円	1,604円	2,406円
要介護4	8,150	120	80	150	220	8,720	7,848	872円	1,744円	2,616円
要介護5	8,840	120	80	150	220	9,410	8,469	941円	1,882円	2,823円

【多床室を利用した場合】

(1日当たり:円)

	介護サービス費	機能訓練体制加算	看護体制加算	夜間職員配置加算	サービス提供体制強化加算	計	うち介護保険から給付される金額	自己負担額(1割分)	自己負担額(2割分)	自己負担額(3割分)
要介護1	6,030	120	80	150	220	6,600	5,940	660円	1,320円	1,980円
要介護2	6,720	120	80	150	220	7,290	6,561	729円	1,458円	2,187円
要介護3	7,450	120	80	150	220	8,020	7,218	802円	1,604円	2,406円
要介護4	8,150	120	80	150	220	8,720	7,848	872円	1,744円	2,616円
要介護5	8,840	120	80	150	220	9,410	8,469	941円	1,882円	2,823円

【ユニット型個室(たぶの里)を利用した場合】

(1日当たり:円)

	介護サービス費	機能訓練体制加算	看護体制加算	夜間職員配置加算	サービス提供体制強化加算	計	うち介護保険から給付される金額	自己負担額(1割分)	自己負担額(2割分)	自己負担額(3割分)
要介護1	7,040	120	80	200	220	7,660	6,894	766円	1,532円	2,298円
要介護2	7,720	120	80	200	220	8,340	7,506	834円	1,668円	2,502円
要介護3	8,470	120	80	200	220	9,090	8,181	909円	1,818円	2,727円
要介護4	9,180	120	80	200	220	9,800	8,820	980円	1,960円	2,940円
要介護5	9,870	120	80	200	220	10,490	9,441	1,049円	2,098円	3,147円

※上記加算の他、介護職員等処遇改善加算として1ヵ月の介護報酬総単位数×14.0%を頂く事になります。

②その他のサービス加算…下記の表により、該当する方は自己負担額をお支払い下さい。

	内 容	自己負担額(1割分)
送迎加算	入退所時において、園、自宅への送迎サービスを行った場合	184円/片道
療養食加算	医師の指示に基づく療養食(糖尿病食等)を提供したとき	8円/回
緊急短期入所受入加算	利用者の状態や家族の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合	90円/日
口腔連携強化加算	厚生労働省の定める基準を満たした歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当施設の職員からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めをおこなったうえで、当施設の職員が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合	50円/回
生産性向上推進体制加算Ⅰ	下記Ⅱの算定要件を満たしたうえで、Ⅱのデータにより業務改善の取組による成果が確認され、かつ、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、介護助手の活用など職員間の適切な役割分業をおこない、1年以内毎に1回、業務改善の取組による効果を示すデータのオンライン提出をおこなっているとき	100円/月
生産性向上推進体制加算Ⅱ	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じたうえで、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的におこなっており、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、1年以内毎に1回、業務改善の取組による効果を示すデータのオンライン提出をおこなっているとき	10円/月

※ 介護保険負担割合証に記載してある割合分のお支払いをお願いします。(2割の方は、上記自己負担額を2倍した金額、3割の方は3倍の金額のご負担になります。)

## 2. 介護保険給付対象外サービス費

①食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

(1日当たり:円)

	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費	1,520円	300円	600円	1,000円	1,300円

※食費について…朝食310円・昼食630円・夕食580円(計:1,520円)となり、提供した分をお支払頂きます。

②居住に要する費用(光熱水費及び室料)

(1日当たり:円)

	通常 第4段階	介護保険減額認定証に記載されている金額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
従来型個室	1,231円	380円	480円	880円	880円
多床室	915円	0円	430円	430円	430円
ユニット型個室	2,066円	880円	880円	1,370円	1,370円

③その他の費用

サービス	内 容	利用負担額
特別な食事の提供	ご利用者個人の希望により、特別な食事を提供したとき	個人要した実費
理髪	毎月第2・4月曜日(理容師の出張による)	丸刈 1,800円 調髪 2,300円
レクリエーション・日用品費	レクリエーション・日常生活用品のうち、ご利用者個人の希望により提供し、負担いただくことが適当であるもの	個人要した実費

\*利用料金、サービス内容等について、ご不明な点、質問がございましたらお気軽にお尋ね下さい。

# 介護予防短期入所生活介護利用料金表

(令和6年8月1日より)

特別養護老人ホームつまま園

## 1. 介護保険給付対象サービス費…ご利用者の要介護度、該当する加算に応じて、自己負担額をお支払いください。

### ①介護サービス費

(1日当たり:円)

	従来型個室		多床室		ユニット型個室	
	要支援1	要支援2	要支援1	要支援2	要支援1	要支援2
介護サービス費	4,510	5,610	4,510	5,610	5,290	6,560
機能訓練体制加算	120	120	120	120	120	120
サービス提供体制強化加算	220	220	220	220	220	220
計	4,850	5,950	4,850	5,950	5,630	6,900
うち介護保険から給付される金額	4,365	5,355	4,365	5,355	5,067	6,210
自己負担額(1割分)	485円	595円	485円	595円	563円	690円
自己負担額(2割分)	970円	1190円	970円	1190円	1126円	1380円
自己負担額(3割分)	1455円	1785円	1455円	1785円	1689円	2070円

※上記加算の他、介護職員等処遇改善加算として1か月の介護報酬総単位数x14.0%を頂く事になります。

### ②その他のサービス加算…下記の表により、該当する方は自己負担額をお支払い下さい。

	内 容	自己負担額(1割分)
送迎加算	入退所時において、園、自宅への送迎サービスを行った場合	184円/片道
療養食加算	医師の指示に基づく療養食(糖尿病食等)を提供したとき	8円/回
緊急短期入所受入加算	利用者の状態や家族の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合	90円/日
口腔連携強化加算	厚生労働省の定める基準を満たした歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当施設の職員からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めをおこなったうえで、当施設の職員が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合	50円/回
生産性向上推進体制加算Ⅰ	下記Ⅱの算定要件を満たしたうえで、Ⅱのデータにより業務改善の取組による成果が確認され、かつ、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、介護助手の活用など職員間の適切な役割分業をおこない、1年以内毎に1回、業務改善の取組による効果を示すデータのオンライン提出をおこなっているとき	100円/月
生産性向上推進体制加算Ⅱ	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じたうえで、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的におこなっており、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、1年以内毎に1回、業務改善の取組による効果を示すデータのオンライン提出をおこなっているとき	10円/月

※ 介護保険負担割合証に記載してある割合分のお支払いをお願いします。(2割の方は、上記自己負担額を2倍した金額、3割の方は3倍の金額のご負担になります。)

## 2. 介護保険給付対象外サービス費

### ①食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

(1日当たり:円)

	通常 第4段階	介護保険減額認定証に記載されている金額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費	1,520円	300円	600円	1,000円	1,300円

※食費について…朝食310円・昼食630円・夕食580円(計:1,520円)となり、提供した分をお支払頂きます。

### ②滞在に要する費用(光熱水費及び室料)

(1日当たり:円)

	通常 第4段階	介護保険減額認定証に記載されている金額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
従来型個室	1,231円	380円	480円	880円	880円
多床室	915円	0円	430円	430円	430円
ユニット型個室	2,066円	880円	880円	1,370円	1,370円

### ③その他の費用

サービス	内 容	利用負担額
特別な食事の提供	ご利用者個人の希望により、特別な食事を提供したとき	個人要した実費
理髪	毎月第2・4月曜日(理容師の出張による)	丸刈 1,800円 調髪 2,300円
レクリエーション・日用品費	レクリエーション・日常生活用品のうち、ご利用者個人の希望により提供し、負担いただくことが適当であるもの	個人要した実費

\*利用料金、サービス内容等について、ご不明な点、質問がございましたらお気軽にお尋ね下さい。